



平成 25 年 7 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社 MORESCO  
代 表 者 名 代表取締役社長 赤 田 民 生  
(コード番号 5018 東証第一部)  
問 合 せ 先 管理本部 広報室 田 中 真 人  
TEL 078-303-9058

### 新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 25 年 7 月 26 日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 【本資金調達背景】

当社は、1958 年の創業当時から特殊潤滑油の開発に取り組み、当時は輸入品が中心であった高真空ポンプ油や難燃性作動液、化粧品の原料となる流動パラフィンなどの製品を国内ではじめて商品化いたしました。その後も環境にやさしいホットメルト接着剤を事業化するなど、ニッチな分野で活躍する製品を世に送り出してきました。特にここ 10 年の間には、自動車のエンジン周りで使われる高温用グリースの基油やハードディスクの表面潤滑剤などが、世界のトップシェアを誇る製品に成長いたしました。

今当社は、「世界に通用するオンリーワン製品の開発」「世界の成長市場への事業展開」を中期計画の柱に据えて、日々経営努力を続けています。製品開発については、環境関連分野、情報関連分野、エネルギーデバイス分野の 3 分野に重点をおいて、ユーザーや大学の研究室、研究機関などと手を組んで未来に向かって活発な研究活動を続けています。また、事業のグローバル化につきましては、中国、東南アジアなどに積極的に進出しつつある紙おむつメーカーの需要に応じて、ホットメルト接着剤の現地生産を急テンポで進めつつあります。一方、新製品による市場開発と同業他社からの事業譲受によって国内では圧倒的なトップシェアを獲得するに到達したダイカスト用油剤についても、中国、タイ、インドネシア、米国に生産拠点を置き、世界のナンバーワンメーカーを目指しています。

今後も、大きく変貌しつつある世界の市場において、研究開発型企業として MORESCO の独創的な製品開発を進め、事業基盤のグローバル化を積極的に推進し、社会の発展に貢献してまいります。

#### 【本資金調達の目的】

今回の新株式発行は、近年の環境問題である VOC への対策として需要増加が期待される自動車内装用を主とする反応型ホットメルト接着剤の製造設備や、高密度化などに伴ってより高度な品質が求められるハードディスク表面潤滑剤の製造設備、さらには、今後も高い成長が期待されるインドネシア市場での紙おむつ向けホットメルト接着剤の製造設備増強など、社会の発展に貢献し、国内外での当社事業成長に資する投資資金を確保するものです。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- |  |  |
|--|--|
| (1) 募集株式の種類及び数   | 当社普通株式 1,000,000株  |
| (2) 払込金額の決定方法  | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成25年8月5日(月)から平成25年8月7日(水)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。  |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額   | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。   |
| (4) 募集方法   | 一般募集とし、みずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90~1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。 |
| (5) 引受人の対価   | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。   |
| (6) 申込期間   | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。   |
| (7) 払込期日   | 平成25年8月12日(月)から平成25年8月14日(水)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。   |
| (8) 申込株数単位   | 100株   |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 赤田 民生に一任する。 |  |
| (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。                                |  |

## 2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. をご参照）

- |                |  |
|----------------|--|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 150,000株<br>なお、上記売出株式数は上限を示したものである。一般募集の需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、発行価格等決定日に決定される。 |
| (2) 売出人        | みずほ証券株式会社  |
| (3) 売出価格       | 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）  |
| (4) 売出方法       | 一般募集の需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から150,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。  |

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 赤田 民生に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. をご参照）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 150,000 株  
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 一 般 募 集 に お  
決 定 方 法 ける 払込金額と同一とする。
- (3) 増 加 す る 資 本 金 及 び 増 加 す る 資 本 金 の 額 は 、 会 社 計 算 規 則 第 14 条 第 1 項 に 従 い 算  
資 本 準 備 金 の 額 出 さ れ る 資 本 金 等 増 加 限 度 額 の 2 分 の 1 の 金 額 と し 、 計 算 の 結  
果 1 円 未 満 の 端 数 が 生 じ た 時 は 、 そ の 端 数 を 切 り 上 げ る も の と  
す る 。 ま た 、 増 加 す る 資 本 準 備 金 の 額 は 、 資 本 金 等 増 加 限 度 額  
か ら 増 加 す る 資 本 金 の 額 を 減 じ た 額 と す る 。
- (4) 割 当 先 み ず ほ 証 券 株 式 有 限 公 司
- (5) 申 込 期 間 平 成 25 年 8 月 22 日 (木)
- (6) 払 込 期 日 平 成 25 年 8 月 23 日 (金)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記(5)記載の申込期間内に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 赤田 民生に一任する。
- (10) 上記各号については、第三者割当による新株式発行の発行価額（払込金額）の総額が1億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 一般募集が中止となる場合は、第三者割当による新株式発行も中止する。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

#### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から150,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、150,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は平成25年7月26日（金）開催の取締役会において、前記「3. 第三者割当による新株式発行」に記載のとおり、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式150,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成25年8月23日（金）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成25年8月20日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、または発行そのものが全く行われな場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われな場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

#### 2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

- |                      |            |                |
|----------------------|------------|----------------|
| (1) 現在の発行済株式総数       | 8,518,000株 | (平成25年7月26日現在) |
| (2) 公募増資による増加株式数     | 1,000,000株 |                |
| (3) 公募増資後の発行済株式総数    | 9,518,000株 |                |
| (4) 第三者割当増資による増加株式数  | 150,000株   | (注)            |
| (5) 第三者割当増資後の発行済株式総数 | 9,668,000株 | (注)            |

(注) 前記「3. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

### 3. 調達資金の使途

#### (1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限1,287,325,000円について、平成26年2月末までに681,141,000円、平成27年2月末までに606,184,000円を設備投資資金に充当する予定であります。具体的には、当社赤穂工場において、日華化学株式会社から一部事業の譲受を行う潤滑油製造設備の増強等に205,400,000円、当社赤穂工場及びPT. MORESCO MACRO ADHESIVEにおけるホットメルト接着剤製造設備の合理化及び維持更新工事並びに増強に644,200,000円、当社本社・研究センターにおける研究開発設備の維持更新工事、精密品製造設備の増強および新規ソフトウェアの導入等に437,725,000円を充当する予定であります。

なお、設備の新設、除却等の計画は、平成25年7月26日現在(ただし、投資予定金額の既支払額については平成25年6月30日現在)以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	設備予定金額		資金調達 方法	着手および完了予定		完成後 の増加 能力 (%)
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社千葉工場	千葉県市原市	日本	流動パラフィン・スルホネート製造設備の合理化および維持更新工事	102,800	145	自己資金	平成25年 3月	平成26年 2月	—
当社赤穂工場	兵庫県赤穂市	日本	ホットメルト接着剤製造設備の合理化および維持更新工事	484,200	—	自己資金 および増 資資金	平成25年 3月	平成27年 2月	—
			潤滑油製造設備の増強、合理化および維持更新工事	205,400	—	自己資金 および増 資資金	平成25年 3月	平成27年 2月	—
			その他設備	30,450	—	自己資金	平成25年 3月	平成26年 2月	—
当社本社・ 研究センター	神戸市中央区	日本	研究開発設備の維持更新工事および精密品製造設備の増強	259,040	247	自己資金 および増 資資金	平成25年 3月	平成27年 2月	50% (注)
			新規ソフトウェアの導入等	350,000	50,849	自己資金 および増 資資金	平成24年 8月	平成26年 2月	—
PT. MORESCO MACRO ADHESIVE	インドネシア セラン県	東南 アジア	ホットメルト接着剤製造設備の増強	160,000	—	自己資金 および増 資資金	平成25年 3月	平成27年 2月	100%

(注) 1. 完成後の増加能力については精密品製造設備のみとなります。

#### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

#### (3) 業績に与える影響

今回の資金調達を通じて財務体質の強化が図られるとともに、当社グループの業績向上に資するものと考えております。

### 4. 株主への利益配分等

#### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保するとともに、株主の皆様には、経営成績等を勘案し、安定した利益還元を行うことを基本方針としております。剰余金の配当は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 配当決定にあたっての考え方

剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保金につきましては、今後の経済環境や市場の変化に対応するとともに、コスト競争力を高めるための設備投資、市場ニーズに応える技術・生産体制の強化、さらには海外戦略の展開、あるいは研究開発の積極展開を図るために充当させていただきます。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成23年2月期	平成24年2月期	平成25年2月期
1株当たり連結当期純利益	111.93円	84.42円	77.68円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	25.00円 (-)	25.00円 (-)	25.00円 (12.50)
実績連結配当性向	22.34%	29.61%	32.18%
自己資本連結当期純利益率	14.53%	10.42%	8.94%
連結純資産配当率	3.41%	3.09%	2.88%

- (注) 1. 各決算期の1株当たり連結当期純利益は、連結当期純利益の総額を期中平均発行済普通株式数(自己株式を除く。)で除した数値です。  
2. 各決算期の実績連結配当性向は、当該決算期の1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。  
3. 各決算期の自己資本連結当期純利益率は、当該決算期末の連結当期純利益を、少数株主持分控除後の連結純資産の期首・期末平均で除した数値です。  
4. 各決算期の連結純資産配当率は、当該決算期の1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産の期首・期末平均で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

公募による新株式発行及び自己株式処分

(1)	払込期日	平成23年2月10日
(2)	新株式発行数	400,000株
(3)	処分株式数	300,000株
(4)	払込金額	1株につき863.70円
(5)	資金調達の額	604,590,000円
(6)	募集の方法	一般募集

第三者割当による新株式発行

(1)	払込期日	平成23年2月25日
(2)	新株式発行数	100,000株
(3)	払込金額	1株につき863.70円
(4)	資金調達の額	86,370,000円
(5)	募集の方法	第三者割当による募集
(6)	割当先	みずほ証券株式会社

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成23年2月期	平成24年2月期	平成25年2月期	平成26年2月期
始 値	565 円	1,010 円	848 円	812 円
高 値	1,168 円	1,025 円	923 円	1,340 円
安 値	550 円	588 円	671 円	767 円
終 値	1,000 円	858 円	812 円	1,236 円
株価収益率	8.93 倍	10.16 倍	10.45 倍	—

- (注) 1. 株価は株式会社東京証券取引所におけるものであります。  
 2. 平成26年2月期の株価については平成25年7月25日(木)現在で表示しております。  
 3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期末の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。また、平成26年2月期については未確定のため記載しておりません。

(4)ロックアップについて

一般募集に関連して、当社はみずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利または義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集及び本件第三者割当増資並びに株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記の場合において、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。